

パートタイム労働者雇用管理の実務シリーズ  
Vol.3 「パートタイマーの労働時間と休暇」補足資料

**1 《労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準》**

厚生労働省は、平成13年4月に労基法に定められた割増賃金を適正に支払い、過重な長時間労働の問題の解決を図る目的で、本基準において労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき具体的措置等を明らかにしました。

期 間	限 度 時 間	期 間	限 度 時 間
1週間	15 時間(14 時間)	1ヶ月	45 時間( 42 時間)
2週間	27 時間(25 時間)	2ヶ月	81 時間( 75 時間)
4週間	43 時間(40 時間)	3ヶ月	120 時間(110 時間)
		1年間	360 時間(320 時間)

( )内は、対象期間が3ヶ月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者についての延長時間の限度

女性に対する時間外・休日労働、深夜業の規制は解消されましたが、育児・介護を行う一定範囲の男女労働者が請求した場合には、深夜業をさせてはなりません。

**2 《法定休日の取扱い上の留意点》**

労基法上は、休日を週の中で特定しておくことまでは求めていませんが、あらかじめ特定の曜日を休日としておくほうが望ましいとされています。

**3 《パートタイマーの年次有給休暇》**

パートタイマーの場合、通常の労働者の所定労働日数との比率を考慮し、最低限付与すべき日数が定められています。

週の 所定 労働 時間	週の所定 労働日数	年間所定 労働日数	勤続年数(これまでの勤続年数も通算される)						
			6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30 時間 未 満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日